

国立大学法人東京医科歯科大学部局長等の任免に関する規則

平成 27 年 12 月 24 日
規則 第 217 号

（趣旨）

第 1 条 国立大学法人東京医科歯科大学における部局長等の任免は、学長がこの規則によって行う。

（定義）

第 2 条 この規則において「部局長等」とは、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成 16 年規程第 1 号）別表に定める部局及びセンター並びに別表 1 に掲げる組織の長等のうち、別表 2 に掲げる者をいう。

（選考の時期）

第 3 条 部局長等の選考は次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 任期が満了するとき。
- (2) 辞任を申し出たとき。
- (3) 解任されたとき。
- (4) 欠員となったとき。

（選考の基準）

第 4 条 部局長等の資格は、別表 2 の資格欄に掲げる条件を満たす者とする。

（候補者の推薦）

第 5 条 学長は候補者の選出に当り、大学の基本方針を明確にし、原則として 2 名以上の候補者を別表 2 の推薦会議欄に掲げる会議（以下「推薦会議」という。）から推薦させる。ただし、2 名以上の候補者を推薦することが適当でないと学長が認めた場合は、この限りではない。

（選考の方法等）

第 6 条 学長は、推薦された候補者につき選考する。この場合において、学長は、必要に応じて、役員会に意見を求めることができる。さらに、学長は、推薦された候補者に関して疑義のある場合には、推薦会議に差し戻すことができる。

（学長による直接の選考）

第 7 条 第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、推薦会議からの候補者の推薦を経ず、部局長等を選考することができる。この場合において、学長は、必要に応じて、役員会又は当該部局長等を担当する推薦会議に意見を求めることができる。

（任期）

第 8 条 部局長等の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、学長が大学の運営上、特に必要と認める場合には、2 年以内の任期を定めることができる。

- 2 部局長等の任期の末日は、当該部局長等を任命する学長の任期の末日以前とする。
- 3 部局長等が任期中に退任等した場合の後任の部局長等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 定年退職日が前3項の規定による任期の末日前である部局長等の任期は、前3項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
- 5 前項の適用を受けた者の後任の部局長等の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。

(解任)

第9条 学長は、部局長等がその職務を十分に果たさず、大学運営に重大な支障をもたらした場合には、解任することができる。この場合において、学長は、必要に応じて、役員会に意見を求めることができる。

(雑則)

第10条 この規則に関する細則は、それぞれの推薦会議が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は廃止する。
 - ア 国立大学法人東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科長任免規則（平成16年規則第9号）
 - イ 国立大学法人東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科副研究科長任免規則（平成16年規則第10号）
 - ウ 国立大学法人東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科長任免規則（平成16年規則第11号）
 - エ 国立大学法人東京医科歯科大学大学院生命情報科学教育部長任免規則（平成16年規則第12号）
 - オ 国立大学法人東京医科歯科大学学部長任免規則（平成16年規則第14号）
 - カ 国立大学法人東京医科歯科大学学科長任免規則（平成16年規則第25号）
 - キ 国立大学法人東京医科歯科大学附属病院長任免規則（平成16年規則第18号）
 - ク 国立大学法人東京医科歯科大学教養部長任免規則（平成16年規則第15号）
 - ケ 国立大学法人東京医科歯科大学附置研究所長任免規則（平成16年規則第16号）
 - コ 国立大学法人東京医科歯科大学図書館情報メディア機構長任免規則（平成22年規則第16号）
 - サ 国立大学法人東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構産学連携研究センター長任免規則（平成26年規則第85号）
 - シ 国立大学法人東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構疾患バイオリソースセンター長任免規則（平成26年規則第82号）
 - ス 国立大学法人東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構医歯学研究支援センター長任免規則（平成22年規則第7号）
 - セ 国立大学法人東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構実験動物センター長任免規則（平成22年規則第8号）
 - ソ 国立大学法人東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構生命倫理研究センター長任免規則（平成22年規則第9号）
 - タ 国立大学法人東京医科歯科大学低侵襲医歯学研究センター長任免規則（平成27年

規則第45号)

- チ 国立大学法人東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構再生医療研究センター長任免規則(平成25年規則第55号)
 - ツ 国立大学法人東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構脳統合機能研究センター長任免規則(平成26年規則第31号)
 - テ 国立大学法人東京医科歯科大学医療イノベーション推進センター長任免規則(平成27年規則第30号)
 - ト 国立大学法人東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構学生・女性支援センター長任免規則(平成21年規則第43号)
 - ナ 国立大学法人東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構保健管理センター長任免規則(平成16年規則第24号)
 - ニ 国立大学法人東京医科歯科大学医歯学教育システム研究センター長任免規則(平成16年規則第19号)
 - ヌ 国立大学法人東京医科歯科大学医歯学融合教育支援センター長任免規則(平成22年規則第13号)
 - ネ 国立大学法人東京医科歯科大学国際交流センター長任免規則(平成21年規則第17号)
- 3 この規則の施行の日において、前項の規定により廃止される各規則(以下「廃止規則」という。)に基づき部局長等の職に任命された者(以下「現任者」という。)及びその後任者の任期については、廃止規則に基づき決定された現任者の任期の末日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月31日規則第79号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月11日規則第7号)

この規則は、平成29年1月11日から施行し、平成28年12月1日より適用する。

附 則(平成29年1月11日規則第14号)

この規則は、平成29年1月11日から施行し、平成28年12月1日より適用する。

附 則(平成29年7月31日規則第108号)

- 1 この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成29年4月1日から平成29年4月30日までの間、規則内の「リサーチコアセンター」については、「医歯学研究支援センター」と読み替えるものとする。

附 則(平成30年6月21日規則第58号)

この規則は、平成30年6月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年1月25日規則第5号)

この規則は、平成31年1月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月20日規則第39号)

この規則は、平成31年3月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年1月30日規則第10号)

この規則は、令和2年1月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和3年9月22日規則第93号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日規則第47号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年10月13日規則第139号)

この規則は、令和4年10月13日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

別表 1

組 織
医学部医学科
医学部保健衛生学科
歯学部歯学科
歯学部口腔保健学科
学生支援・保健管理機構学生・女性支援センター
学生支援・保健管理機構保健管理センター

別表 2

名 称	資 格	推薦会議
大学院医歯学総合研究科長	大学院医歯学総合研究科専任又は生命理工医療科学研究科運営委員会の構成員である教授	大学院医歯学総合研究科教授会
大学院医歯学総合研究科副研究科長	大学院医歯学総合研究科専任又は生命理工医療科学研究科運営委員会の構成員である教授	大学院医歯学総合研究科教授会
大学院保健衛生学研究科長	大学院保健衛生学研究科専任の教授	大学院保健衛生研究科教授会
医学部長	大学院医歯学総合研究科教授会の構成員である医学系の教授、大学院保健衛生学研究科教授会の構成員である教授及び大学院医歯学総合研究科生体検査科学系教授会の構成員である教授	医学部教授会
医学部医学科長	大学院医歯学総合研究科教授会の構成員である医学系の教授	医学部教授会
医学部保健衛生学科長	大学院保健衛生学研究科教授会の構成員である教授及び大学院医歯学総合研究科生体検査科学系教授会の構成員である教授	医学部教授会
病院長	大学院医歯学総合研究科教授会の構成員である医学系・歯学系の教授、大学院保健衛生学研究科教授会の構成員である教授及び大学院医歯学総合研究科生体検査科学系教授会の構成員である教授	病院長候補者選考委員会
歯学部長	大学院医歯学総合研究科教授会の構成員である歯学系の教授	歯学部教授会
歯学部歯学科長	大学院医歯学総合研究科教授会の構成員である歯学系の教授	歯学部教授会
歯学部口腔保健学科長	大学院医歯学総合研究科教授会の構成員である歯学系の教授	歯学部教授会
教養部長	統合教育機構専任の教授	統合教育機構運営委員会
生体材料工学研究所長	生体材料工学研究所に所属する教授	生体材料工学研究所教授会
難治疾患研究所長	難治疾患研究所に所属する教授	難治疾患研究所教授会
学生支援・保健管理機構学生・女性支援センター長	本学の教授又は准教授	学生支援・保健管理機構運営委員会
学生支援・保健管理機構保健管理センター長	本学の教授	学生支援・保健管理機構運営委員会